

23環機第224号  
平成23年3月29日

畜産環境整備機構リース事業の  
関係機関及び関係団体の長 殿

財団法人畜産環境整備機構  
理事長 堤 英 隆  
(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震に係る家畜伝染病の発生等による  
貸付料等の徴収の繰延の取扱要領の特例について

東北地方太平洋沖地震については、平成23年3月15日付けをもって東北地方太平洋沖地震に係る家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領（平成23年3月9日環機第155号。以下「繰延実施要領」という。）第2の1の規定に基づき貸付料等の繰延の対象とする災害に指定したところであるが、その被害の甚大性等に鑑み、特別の措置として下記の通り取り扱うこととしたのでお知らせします。

記

- 1 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被害の取扱について  
東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原子力発電所事故」という。）に伴う被害については、貸付料等の繰延の取扱については、東北地方太平洋沖地震の被害とみなし、繰延実施要領を適用します。
- 2 特に甚大な被害を受けた沿海市町村及び原子力発電所事故に係る避難及び屋内退避対象市町村に係る特別措置について  
特に甚大な被害を受けた沿海市町村及び原子力発電所事故に係る避難及び屋内退避対象市町村については、被害の甚大性に加え、本人による繰延申請の困難性、被害状況確認の困難性、添付書類の調製の困難性等を考慮して、申請期間及び手続等につい

て、繰延実施要領第11の3の(1)の規定に基づく特別措置を別紙のとおり定めました。

その内容は、次のとおりです。

- (1) 繰延実施要領上は3月末又は4月末に納入期限が到来する貸付料等については4月末までに繰延申請をする必要がありますが、これらの地域についてはこれらを含めて6月末までに納付期限が到来する貸付料等に係る繰延等の申請期限を7月末までとしました。
- (2) 借受者本人等が申請できない場合は借受団体等が代理等により申請できるとするとともに、申請書の内容や添付書類も最小限のものとししました。
- (3) 8月以降に納付期限が到来する貸付料等についてもすべて一括して繰延の申請ができることとしました。
- (4) 繰延実施要領では、貸付施設等の損傷等している場合に繰延申請を行うには、損害保険関係の手続を同時に行うことが必要ですが、保険約款により地震、津波、核燃料物質に起因する事故等に伴う損害については免責事由となっているため、損害保険関係の書類を同時に提出する必要はないこととしました。

### 3 申請書の作成及び提出に関する弾力的な運用について

- (1) 2の地域以外では、繰延申請書の提出期限は、3月末又は4月末に納入期限が到来する貸付料等については規定上は4月末ということになっていますが、特別の事情がある場合には、運用として、期限に遅れた申請も受け付けます。2の場合も同様とします。この場合には、期限までにその旨のご一報をお願いします。
- (2) 特別の事情により申請書類の添付書類が準備できないときは、後に補完することを条件に提出することができるものとします。この場合は、その旨及び提出できる期日を貸付申請書に付記して下さい。

### 4 その他

- (1) 最終貸付団体又は最終受託団体は、行方不明等の理由により特定の借受者に対し請求書を送付できないと判断される場合は、自らの判断で送付を控えて差し支えありません。この場合及び借受者が貸付料等の請求書の送付ができなかった場合(郵便局から返送されてきた場合等)は、機構に遅滞なく報告して下さい。
- (2) 借受者が被災を理由に経営を廃止する場合や被災により貸付料等の支払能力を喪失した場合など貸付契約の取扱いについて検討する必要があると思われる場合には、早めに機構にご連絡下さい。
- (3) 個別案件についてこの取扱いによりがたい特別の事情がある場合には相談に応じますので、個別に機構にご相談下さい。

東北地方太平洋沖地震に係る家畜伝染病の発生等による貸付料等の  
徴収の繰延の取扱要領の特例について

第1 趣旨

平成23年3月15日付けで家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領（平成23年3月9日環機第155号。以下「繰延実施要領」という。）第2の1の規定により繰延実施要領による貸付料等の繰延の対象とする災害等として指定した東北地方太平洋沖地震に係る貸付料等の繰延に関し、繰延実施要領第11の3の（1）の規定に基づく特別の措置（以下「特例」という。）の定めるところによる。

第2 貸付料等の繰延の申請の期限の特例

（1）繰延実施要領第8の2の（1）の規定にかかわらず、下記の市町村に所在する貸付施設等及び当該市町村に居住する借受者に係る貸付施設等については、平成23年3月末から平成23年6月末までを納入期限とする貸付料等の繰延の申請書の提出期限は、平成23年7末日とする。

ア 青森県三沢市から千葉県旭市までの太平洋沿海市町村

イ アに掲げるもののほか、福島県葛尾村、川内村、田村市、飯舘村、川俣町及び浪江町

（2）繰延実施要領第8の2の（2）の規定にかかわらず、（1）のア及びイに掲げる市町村に所在する貸付施設等及び当該市町村に居住する借受者に係る貸付施設等については、貸付料等の繰延の申請をすることができる日は、この特例の実施の日からとする。

第3 借受団体による代理申請等

1 借受団体等による代理申請

（1）第2に掲げる借受者又は貸付施設等については、借受団体等が借受者又はその包括承継人（以下「借受者等」という。）を代理して貸付料等の繰延を申請することができる。

（2）代理申請をする場合には、原則として借受者等の委任の意思を確認しなければならない。

2 借受者の行方不明等の場合の取扱い

借受者が東北地方太平洋沖地震による行方不明等になったため借受者等が貸付料等の繰延を申請できず、また繰延の手続の委任の意思の確認ができないと判断されるときは、借受団体等が借受者等の事務管理として貸付料等の繰延の申請をすることができる。

3 申請の様式

1及び2の場合の貸付料等の繰延の申請の様式は、別紙様式のとおりとする。

#### 4 繰延の承認の通知

1から3に掲げる手続による貸付料等の繰延の申請について機構が承認を行った場合には、繰延実施要領第3の3の(1)の規定にかかわらず、1の規定により代理申請を行った者又は2の規定により事務管理として申請した者に通知する。代理申請を行った者又は事務管理として申請した者は、このことを借受者本人に通知するために必要な措置をとるものとする。

#### 第4 添付書類の特例

東北地方太平洋沖地震による貸付施設等の損傷については、繰延実施要領第8の2の(4)のイ、同(6)、第9の1のオ、別紙様式2の記の(激甚災害等に伴い貸付施設等が損傷している場合)の10、同12の(3)の規定は、適用しない。

#### 附 則

この特例は、平成23年3月15日から実施する。

別紙様式

番号・年月日

財団法人畜産環境整備機構理事長殿

受団体名・代表者名

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領（平成23年3月9日環機第155号）及び東北地方太平洋沖地震に係る家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領の特例について（平成23年3月29日23環機第224号。以下「特例」という。）の規定に基づき、東北地方太平洋沖地震に係る貸付料等の繰延について、下記の通り借受者等を代理して、及び借受者等の事務管理として、貸付料等の繰延を申請します。

記

1 特例第3の1関係

市町村名	借受者名	貸付施設等名	貸付記号	契約書番号	今回対象の 納入期限	借受者の住所	貸付施設等の所在地	被災状況

2 特例第3の2関係

市町村名	借受者名	貸付施設等名	貸付記号	契約書番号	今回対象の 納入期限	借受者の住所	貸付施設等の所在地	被災状況